



慈眼堂納骨供養規約



諸般の事情により、特に納骨供養を希望する者に対し、宛陵寺が設置し管理する慈眼堂（納骨堂）における納骨や供養に関する必要な事項を次のように定める。

- 1, 慈眼堂の納骨や供養に関する契約者は、宛陵寺の宗旨に帰依しなければならない。
- 2, 戒名を授与されていない方の納骨供養はできない。戒名は宛陵寺住職より授与することを原則とするが、すでに諸縁により戒名が授与されている場合は、その限りではない。
- 3, 納骨の契約は、契約者が当寺規定の申込用紙に署名捺印(実印)し、別に定める納骨供養料と管理費を添えて申し込まなければならない。ただし途中契約を解除された場合、納骨供養料と管理費は還付しない。
- 4, 生前に自分自身の契約をする場合は、まず授戒式に参加し正信仏弟子となり戒名を頂く事を基とする。その後、別に定める納骨供養料と管理費を添えて申し込まなければならない。ただし没後納骨した時点より供養を開始する。
- 5, 契約時に定めた期間の内は、慈眼堂内の納骨棚に安置し、契約期間内の3月・9月の彼岸8月の施餓鬼会の法要で「戒名を読み上げて」回向する。ただし年忌供養は勤めない。
- 6, 契約した期間が過ぎた遺骨は、慈眼堂真下の土中に埋骨(合祀)し、3月・9月の彼岸と8月の施餓鬼会の法要で「納骨諸精霊」として回向する。この場合申込者に対し、土中に埋骨(合祀)する旨を事前に通知する。この時点で期間を延長したり、返還することもできる。尚、その時点で連絡が取れない場合、遺骨の処遇は、住職・護持会に一任するものとする。
- 7, 慈眼堂真下の土中に埋骨(合祀)した霊は、合同位牌に戒名・没年月日・俗名を記入して堂内に安位する。ただし土中に埋骨(合祀)した後の、遺骨の返還には一切応じられない。
- 8, 予測できぬ災害（地震・津波・台風・大雨・落雷竜巻など）により、消失・流出・焼失・破壊・埋没した場合や、失火・漏電・放火などの火災により焼失した場合や、盗難などにより紛失した場合に、契約者や契約者の関係者から、宛陵寺に対する物理的な遺骨の返還や、それに代わる損害賠償を請求されても応じられない。
- 9, 動物などの納骨には応じられない。
- 10, 本規定にない事柄は、管理者である宛陵寺住職の判断とする。

別定め（平成24年8月1日現在）

- 1, 「納骨供養料」として、1年分3万円を、契約期間分を一括して、宛陵寺住職に納める。
- 2, 「慈眼堂管理費」として、一件の契約につき5万円を、宛陵寺護持会に納める。